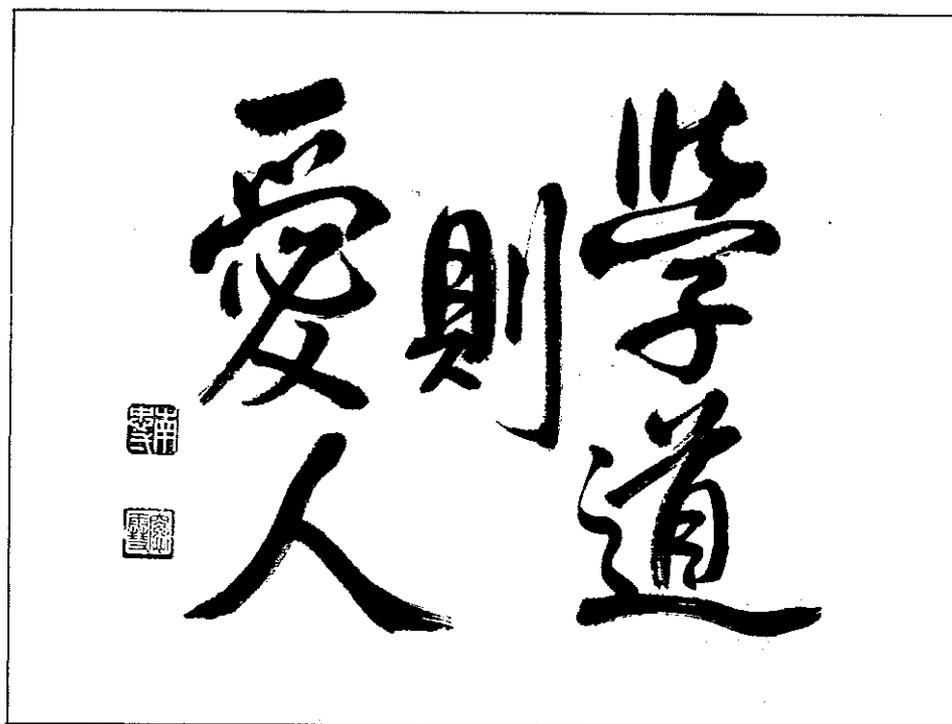


行政ほっかいどう '84.8



「学道則愛人」 道を学べば、すなわち人を愛するの意です。 空知支部 南 忠 一

年計報告を

早く出してください!!

北海道行政書士会

目 次

業務資料その1. 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律	3
"    その2. 建設業許可基準の一部改正	6
"    その3. 建築基準法施行令等の一部改正	8
"    その4. 雇用保険法の一部改正	10
"    その5. 風俗営業等取締法の一部を改正する法律	11
所謂、提出代行問題について	15
昭和59年度対話集会日胆地区で開催される	17
ひろば 1. 空知支部創立25周年記念式典を盛大に挙行	19
2. 網走支部総会雑感	21
行政書士業務功績者に日本行政書士会連合会会長表彰	22
兼業退会者の監察	23
会員のうごき	24
支部のうごき	25
事務局だより	26
ミニカレンダー名刺のあっせん	27
お知らせ 1. 北海道運輸局の発足	28
2. 新版しおり「行政書士業務案内」のあっせん	29
3. その他	30

業務資料  
(その1)

国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律

(企画部)

◎国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律(法律第45号)(法務省)

I、国籍法関係

1 出生による国籍の取得

子は、出生の時に母が日本国民であるときも、日本国民とすることとした。(第2条第1号関係)

2 準正による国籍の取得

父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で20歳未満のもの(日本国民であった者を除く)は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であった場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であったときは、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができることとした。(第3条第1項関係)

3 帰化

(1) 生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能により生計を営むことができる外国人についても、法務大臣は、帰化を許可することができることとした。(第5条第1項第4号関係)

(2) 法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が重国籍防止条件(第5条第1項第5号)を備えないときでも、帰化を許可することができることとした。(第5条第2項関係)

(3) 日本国民の配偶者たる外国人で引き続き3年以上日本に住所又は居所を有し、かつ、現に日本に住所を有するものについては、法務大臣は、その者が居住条件及び能力条件(第5条第1項第1号及び第2号)を備えないときでも、帰化を許可することができることとし、日本国民

の配偶者たる外国人で婚姻の日から3年を経過し、かつ、引き続き1年以上日本に住所を有するものについても、同様とすることとした。(第7条関係)

(4) 日本で生まれ、かつ、出生の時から国籍を有しない者でその時から引き続き3年以上日本に住所を有するものについては、法務大臣は、居住条件、能力条件及び生計条件(第5条第1項第1号、第2号及び第4号)を備えないときでも、帰化を許可することができることとした。(第8条第4号関係)

4 外国の国籍の選択による国籍の喪失

外国の国籍を有する日本国民は、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、日本の国籍を失うこととした。(第11条第2項関係)

5 国外で生まれた者の国籍の留保

出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたものは、戸籍法の定めるところにより日本の国籍を留保する意思を表示しなければ、その出生の時にさかのぼって日本の国籍を失うこととした。(第12条関係)

6 国籍の選択

(1) 外国の国籍を有する日本国民は、外国及び日本の国籍を有することとなった時が20歳に達する以前であるときは22歳に達するまでに、その時が20歳に達した後であるときはその時から2年以内に、いずれかの国籍を選択しなければならないこととし、日本の国籍の選択は、外国の国籍を離脱することによるほかは、戸籍法の定めるところにより、日本の国籍を選択し外国の国籍を放棄する旨の宣言をすることによってすることとした。(第14条関係)

(2)① 法務大臣は、外国の国籍を有する日

本国民で1)の期限内に日本の国籍の選択をしないものに対して、書面により、国籍の選択を1月以内にすべきことを催告することができることとし、その期間内に日本の国籍を選択しない者は、日本の国籍を失うものとする。ただし、その者が天災その他その責めに帰することができない事由によってその期間内に日本の国籍を選択することができない場合において、これを行うことができるに至った時から2週間以内に日本の国籍を選択したときは、この限りでないこととした。

(第15条第1項及び第3項関係)

② 法務大臣は、①の催告を書面によりすることができないやむを得ない事情があるときは、官報に掲載して催告をすることができることとした。(第15条第2項関係)

(3)① 日本の国籍の選択の宣言をした日本国民は、外国の国籍の離脱に努めなければならないこととした。(第16条第1項関係)

② 法務大臣は、日本の国籍の選択の宣言をした日本国民で外国の国籍を失っていないものが自己の志望によりその外国の公務員の職(その国の国籍を有しない者であっても就任することができる職を除く。)に就任した場合において、その就任が日本の国籍を選択した趣旨に著しく反すると認めるときは、あらかじめ意見を述べる機会を与えたうえ、その者に対し日本の国籍の喪失の宣告をすることができることとし、宣告を受けた者は、日本の国籍を失うこととした。(第16条第2項～第5項関係)

#### 7 国籍の再取得

(1) 5により日本の国籍を失った者で20歳未満のものは、日本に住所を有するときは、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができることとした。(第17条第1項関係)

(2) 6(2)②による催告を受けて日本の国籍を失った者は、重国籍となる場合を除き日本の国籍を失ったことを知った日から

1年以内に、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができるものとする。ただし、天災その他その者の責めに帰することができない事由によってその期間内に届出をすることができないときは、その届出の期間は、これを行うことができるに至った時から1月とすることとした。(第17条第2項関係)

#### 8 法定代理人による届出等

国籍の取得の届出又は国籍の選択の宣言は、国籍の取得又は選択をしようとする者が15歳未満であるときは、法定代理人が代わってすることとした。(第18条関係)

#### 9 国籍の取得等の効力の発生時期

国籍の取得又は離脱は、その届出の時に効力を生ずることとし、国籍の離脱についての官報告示は、廃止することとした。(第3条第2項、第13条第2項及び第17条第3項関係)

### II、戸籍法関係

#### 1 新戸籍編製等

(1) 外国人と婚姻をした日本人については、その者及びその者の子で氏を同じくするものごとに戸籍を編製することとした。(第6条関係)

(2) 日本人と外国人との婚姻の届出があったときは、その届出をした者を筆頭に記載した戸籍がある場合を除き、その者について新戸籍を編製することとした。(第16条第3項関係)

(3) 外国人と婚姻した者がその氏を配偶者の称する氏に変更する旨の届出があった場合又は外国人たる配偶者の称している氏に氏を変更した者が離婚等によりその氏を婚姻の際に称していた氏に変更する旨の届出があった場合において、その者の戸籍に他に在籍する者があるときは、その届出をした者について新戸籍を編製することとした。(第20条の2第1項関係)

(4) 父又は母を外国人とする子が、家庭裁判所の許可を得て、その氏をその父又は母の称している氏に変更する旨の届出をしたときは、その者について新戸籍を編

製することとした。(第20条の2第2項関係)

#### 2 届出期間の伸長

(1) 外国に在る日本人が、届出事件に関する証書を作らせた場合におけるその証書の謄本の提出期間を3月に伸長することとした。(第41条関係)

(2) 国外に在る届出義務者の出生、死亡等の届出期間を3月に伸長することとした。(第49条第1項、第86条第1項及び第103条第1項関係)

#### 3 届出すべき者の範囲の拡大等

(1) 父又は母が出生届をすることができない場合には、その者以外の法定代理人も出生の届出をすることができることとした。(第52条第4項関係)

(2) 国籍喪失の届出は、届出事件の本人もこれを行わなければならないこととした。(第103条第1項関係)

#### 4 国籍の得喪に関する届出等

(1) 法務大臣への届出によって日本の国籍を取得した場合の戸籍の届出は、国籍を取得した者が、その取得の日から1月以内(その者が国外に在るときは、3月以内)に、これを行わなければならないこととし、届書には、国籍取得を証すべき書面を添付しなければならないこととした。(第102条関係)

(2) 国籍の留保の意思の表示は、父母以外の法定代理人も、これを行うことができることとし、その届出の期間を3月に伸長することとした。(第104条第1項関係)

(3) 日本の国籍の選択の宣言は、その宣言をしようとする者が、その旨を届け出ることによってしなければならないこととし、届書には、その者が有する外国の国籍を記載しなければならないこととした。(第104条の2関係)

(4) 市町村長は、その職務上、国籍の選択をすべき者が所定の期限内にその選択をしていないと思料するときは、その者の氏名、本籍等を監督法務局又は地方法務局長に通知しなければならないこととした。(第104条の3関係)

(5) 外国の国籍を有する日本人がその外国の国籍を喪失したときは、その者は、その喪失の事項を知った日から1月以内(その者が国外に在るときは、その日から3月以内)に、その旨を届け出なければならないこととし、その届書には外国の国籍の喪失を証すべき書面を添付しなければならないこととした。(第106条関係)

#### 5 氏の変更の特例

(1) 外国人と婚姻した者がその氏を配偶者の称している氏に変更しようとするときは、その者は、婚姻の日から6月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないでも、その旨を届け出ることができることとした。(第107条第2項関係)

(2) (1)により氏を変更した者が離婚、配偶者の死亡等以後にその氏を婚姻の際に称していた氏に変更しようとするときは、その者は、離婚等の日から3月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないでも、その旨を届け出ることができることとした。(第107条第3項関係)

(3) 戸籍の筆頭者及びその配偶者以外の者で、父又は母が外国人であるものが、その氏をその父又は母が称している氏に変更しようとするときは、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出ることができることとした。(第107条第4項関係)

#### 6 罰金の上限の引上げ

罰金の上限を相当額に引き上げることとした。(第124条関係)

### III、施行日等

#### 1 施行日

この法律は、昭和60年1月1日から施行することとした。(附則第1条関係)

#### 2 国籍の選択の特例

改正法の施行の際現に外国の国籍を有する日本国民は、国籍の選択に関しては、この法律の施行の時に外国及び日本の国籍を有することとなったものとみなすこととしこの場合において、その者は、同項の規定による期限内に国籍の選択をしないときは、その期限が到来した時に日本の国籍の選択の宣言をしたものとみなすこととした。(附

則第3条関係)

### 3 国籍の取得の特例

- (1) 昭和40年1月1日からこの法律の施行の日の前日までに生まれた者(日本国民であった者を除く。)でその出生の時に母が日本国民であったものは、母が現に日本国民であるとき、又は死亡の時に日本国民であったときは、この法律の施行の日から3年以内に法務省令で定めるところにより法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができることとした。(附則第5条第1項関係)
- (2) 父又は母が(1)により日本の国籍を取得したときは、子(日本国民であった者を除く。)は、養子又は出生の後に認知された者である場合を除き、(1)の期間内に法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができることとした。(附則第6条第1項関係)
- (3) 天災その他(1)及び(2)の届出をしようとする者の責めに帰することができない事由によって(1)の期間内に届け出ることができないときは、その届出の期間は、これを行うことができるに至った時から3

月とすることとした。(附則第5条第3項及び第6条第2項関係)

- 4 外国人と婚姻をした者の戸籍の編製に関する経過措置  
この法律施行前に外国人との婚姻の届出があった場合の戸籍の編製については、なお従前の例によることとした。(附則第7条関係)
- 5 外国人との婚姻による氏の変更に関する経過措置  
この法律施行前6月以内に外国人と婚姻をした者でその氏を配偶者の称している氏に変更しようとするものは、戸籍法の改正規定にかかわらず、この法律の施行の日から6月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないでも、その旨の届出をすることができることとした。(附則第11条関係)
- 6 附則第5条又は第6条の規定によって国籍を取得した場合の戸籍の届出  
附則第5条第1項又は第6条第2項の規定によって日本の国籍を取得した場合の戸籍の届出について所要の規定を定めこととした。(附則第13条関係)

正な施工、発注者の信頼確保から)。

<「許可審査体制」整備の基本的考え方>

- ① 必要な組織定員を確保して実質的な審査の充実に努めること。
- ② オフィス・オートメーションシステムの導入等によって事務処理を合理化し、許可行政庁間の緊密な連絡協調が必要。

<「許可業種区分」の見直しについて>

- ① 長期的課題として慎重に検討すべきであること(現行28種の細分化か、統合化か)。
  - ② 当面、告示の機動的な改正等により、実態に整合させる努力をすべきであること(許可事務の運用として可能なものを)。
- こうした指摘のうち、財産的基礎に係る許可基準については速やかな対応が必要であるため「建設業法施行令の一部を改正する政令」(昭和59年4月27日・令第120号)およびこれに伴う施行通達をもって、今回、所要の見直しを行なったものである。

#### ▲軽微な建設工事の見直し

建設業法では「政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者」を除き、建設業を営もうとする者はすべて建設業の許可を受けなければならないとされている(建設業法第3条第1項)。

ここでいう「軽微な建設工事」とは、「建築一式工事」にあつては、「請負代金の額が600万円未満の工事」、または「延べ面積が150㎡に満たない木造工事」で、「建築一式工事以外の工事」では、「請負代金の額が200万円未満の工事」とされている(建設業法施行令第1条の2)。

この基準のうち、請負代金について、前回見直しを行なった52年以來の建設工事費の推移等にもとづき1.5倍の引き上げを行なったのが、今回の改正の第一点である。

#### ▲特定建設業の許可を受けなければ締結しえない下請契約の下限の引上げ

建設業法では、発注者から直接請け負った工事を「下請代金の額が1,000万円以上となる下請契約を締結して」施工しようとする者は、「特定建設業」の許可を受けなければならないとされている(法第3条第1項、令第2条)。

この基準については、46年に「特定建設業」

制度が設けられて以来、まったく改正されていないため、この間現在に至るまでの建設工事費の推移等にもとづき、今回、これを2倍に引き上げ2,000万円とした。

#### ▲一般建設業の財産的基礎の見直し

建設業法は、一般建設業の許可基準として請負契約を履行するに足る財産的基礎、または金銭的信用を有しなければならないこととしている(法第7条)が、この具体的な判断基準については、建設省計画局長通達(47年3月18日・建設省計発第46号)において、

- ① 自己資本の額が200万円以上である者
- ② ①の自己資本の額に相当する資金を調達する能力を有すると認められる者
- ③ または許可申請直前の過去3年間、許可を受けて継続して営業した実績を有する者とされている。

これについても、今回の政令改正に伴う施行通達(59年5月11日・建設省計発第106号)によって、軽微な建設工事と同様の考え方にもとづき200万円を1.5倍の300万円に引き上げることとした。

#### ▲特定建設業の技術者要件の見直し

特定建設業の許可を受けようとする者は、「発注者から直接請け負った建設工事で、請負代金の額が1,500万円以上であるものに関し2年以上指導監督的な実務の経験を有する技術者」を専任でおかなければならないとされている(法第15条、令第5条の2)。

これについても今回3,000万円に引き上げを行なった。

#### ▲特定建設業の財産的基礎の見直し

一般建設業の場合と同様、特定建設業の許可基準においても財産的基礎に関する基準が設けられている。

すなわち、法第15条および令第5条の3によって、「請負代金の額が2,000万円以上の請負契約を履行するに足る財産的基礎を有すること」という基準が設けられ、さらにその具体的な判断基準については、前述の計画局長通達において、欠損金についての基準(資本金の額の20%以下)、流動比率についての基準(7.5%以上)に加え、「資本金の額が500万円以上であり、かつ、自己資本の額が1,000万円以上であること」

### 業務資料 (その2)

## 建設業許可基準の一部改正

(業務研修部)

昭和59年3月21日、中央建設業審議会の建議(建設業法第34条建議及び勧告)が建設大臣に対してなされ、昭和59年4月27日一部改正政令第120号および昭和59年5月11日建設省計画局長発政令改正に伴う施行通達により、「建設業許可基準」の一部改正が行なわれ、昭和59年10月1日から適用されることとなりますので基準改正の概要をお知らせします。

なお、本会では去る7月19日“支部業務指導者研修会”を開催し、詳細な検討をしました。

(文責・北海道行政書士会 担当理事 能勢寿雄)

#### ▲建設業許可制度の改善に関する建議

中央建設業審議会は、本年3月21日、建設大臣に対して、「建設業許可制度の改善に関する建議」を行なった。

この建議では許可制度について、すでに社会的に定着し、しかも十分効果をあげているとの認識にたち今後とも維持すべきであるとしたう

え、次のように述べている。

<「許可基準」の見直しが必要な事項>

- ① 経営実務経験者等の要件は、より客観的で厳正な審査が可能となるよう検討すること(経営業務の管理責任者等の)。
- ② 財産的基礎の金額は、社会経済情勢の変化に応じて適宜見直すべきであること(適

とされている。

この基準についても、それぞれ、「請負代金の額」については4,000万円以上に、「資本金の額」については1,000万円以上に、「自己資本の額」については2,000万円以上に引き上げることとした。

▲新基準の適用

これらの基準については、59年10月1日から

適用することとされている。ただし、特定建設業の技術者要件については、9月30日以前に1,500万円以上の工事に関して積まれた実務の経験は10月1日以降において3,000万円以上の工事について積まれる経験と同等であると見なして、10月1日以降であっても法律が要求している「2年以上の期間」に算入することができることとされている。

(法 律)	(政令の一部改正)	(政令改正に伴う施行通達)
建設業法(S24.5.24法100)	建設業法施行令(S31.8.29)	建設省計画局長通達
第3条(建設業の許可)1項	第1条の2(軽微な建設工事)	昭和47年3月18日発第46号 昭和59年5月11日発第106号(新)
“ 1項2号	第2条(特定建設業の許可)	
第7条(許可基準)		
第15条(許可の基準)2号イ	第5条の2(特定の技術者要件)	
“ 3号	第5条の3(特定の財産的基礎)	

業務資料  
(その3)

建築基準法施行令等の一部改正

企 画 部

昭和59年6月29日付で建築基準法施行令・建築士法施行令及び宅地造成等規制法施行令の一部が改正され、同年7月1日から施行されております。

1. 建築基準法施行令関係

建築物の建築等に係る確認の申請についての手数料の額を改正するとともに、建築設備又は工作物の設置に係る確認の申請についての手数料の額が表1のとおり改正された。(第10条及び第11条関係)

2. 建築士法施行令関係

地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律の施行に伴い、所要の改正が行われた。(第2条～第4条関係)

3. 宅地造成等規制法施行令関係

宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の許可申請手数料の額が表2のとおり改正された。(別表関係)

(表 1)

床面積の合計	手数料の額(円)		
	改 正	現 行	
30㎡以内のもの	5,000	3,000	
30㎡を超え 100㎡以内のもの	7,000	5,000	
100 “ 200 “	10,000	8,000	
200 “ 500 “	14,000	12,000	
500 “ 1,000 “	30,000	26,000	
1,000 “ 2,000 “	45,000	38,000	
2,000 “ 10,000 “	130,000	110,000	
10,000 “ 50,000 “	210,000	180,000	
50,000㎡を超えるもの	420,000	360,000	
建築設備及び 工作物	電動ダムウエーター以外のもの	10,000	5,000
	電動ダムウエーター	5,000	2,500

(表 2)

切土又は盛土をする土地の面積	手数料の額(円)	
	改 正	現 行
500㎡以内のもの	4,500	4,000
500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	10,000	9,000
1,000 “ 2,000 “	15,000	13,000
2,000 “ 5,000 “	24,000	21,000
5,000 “ 10,000 “	36,000	31,000
10,000 “ 20,000 “	60,000	52,000
20,000 “ 40,000 “	90,000	78,000
40,000 “ 70,000 “	130,000	120,000
70,000 “ 100,000 “	180,000	160,000
100,000㎡を超えるもの	220,000	190,000

業務資料  
(その4)

雇用保険法の一部改正

理事(建設労務経理部会長) 原 隆 俊

このたび雇用保険法の一部が改正され、昭和59年8月1日より施行されましたが、その主な改正点について説明いたします。

1. 再就職手当制度が創設された。

この手当は受給者が給付日数の2分の1以上を残して安定した職業についた場合に支給されるもので、旧失業保険法による就職支度金制度に類似したものであります。

◎ 支給日数

給付日数	90日		180日		210日		240日		300日	
受給 残日数	45日 以上	120日 以上	90日 以上	140日 以上	105日 以上	160日 以上	120日 以上	200日 以上	150日 以上	
支給日数	30日分	80日分	50日分	85日分	50日分	90日分	50日分	120日分	70日分	

※ 離職理由による給付制限を受けた場合は、待期満了後2カ月間については安定所の紹介により就職した者のみが対象となる。

2. 65才以上の被保険者については、新たな失業給付金が給付される。これが「高年令者求職給付金」で一時金として支給される。

◎ 支給日数

被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
給付金の額	50日分	100日分	120日分	150日分

3. 65才以上で新たに雇用される者は被保険者にならない。ただし当分の間(昭和62年7月31日まで)は、65才以上で新たに雇用される者であっても一定の要件を満す者については、本人の希望により公共職業安定所長の認可を受けて一回に限り高年令者継続被保険者となることができ一律に50日分の高年令求職者給付金が支給される。

4. 失業給付を受けられる日数が次表のとおり変更された。

年 齢	被保険者であった期間		
	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
30歳未満	90日(90日)	90日(90日)	180日(90日)
30歳以上45歳未満	90日(180日)	180日(180日)	210日(180日)
45歳以上55歳未満	180日(240日)	210日(240日)	240日(240日)
55歳以上65歳未満	210日(300日)	240日(300日)	300日(300日)
就 職	55歳未満 240日(従来どおり)		
困難者	55歳以上65歳未満 300日(従来どおり)		

注1 ( )内は従来給付日数です。

注2 被保険者であった期間が1年未満の場合は従来どおり90日です。

5. 賃金日額の算定の基礎となる賃金の範囲が変更されるとともに、失業給付金の額が引き上げられた。

- (1) 従来失業給付金には賞与等を含めて計算されていたが、今後は原則として毎月の定期給与により計算し給付される。
- (2) 全体として失業給付金の額が引き上げられるとともに賃金の6割以上を支給する範囲が従来1等級~13等級までを1等級~22等級まで広げられた。

※ 最低日額 2,140円が2,570円  
最高日額 6,670円が7,330円

6. 給付制限の期間は3カ月になった。改正前の給付制限については、本人の申出による場合は1カ月、その他懲戒解雇等の場合は2カ月であったが、これらの退職事由であっても今後は一律に3カ月の給付制限を受けることとなる。

7. 保険料の免除年令は昭和60年4月からは64才以上となる。現在は保険料を免除する年令は60才以上となっているが、昭和60年4月からは64才以上となり、従って60才以上64才未満の者については来年度からは保険料がかかることとなる。

ただし、65才以上の者であっても高年令継続被保険者については、保険料の免除はない。

業務資料  
(その5)

風俗営業等取締法の一部を改正する法律

(昭和59年8月14日公布法律第76号)

- 1. 題名を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に改めることとした。
- 2. 第1章 総則(第1条及び第2条関係)
  - (1) この法律は、善良の風俗と清浄な風俗

環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び風俗関連営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とすることとした。

(2) 風俗営業及び風俗関連営業の定義規定を整備することとした。

① 風俗営業に、スロットマシン、テレビゲーム機その他国家公安委員会規則で定める遊技設備を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業を加えることとした。

② 風俗関連営業は、次の営業とすることとした。

イ、個室付浴場業

ロ、専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場として政令で定めるものを経営する営業

ハ、専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める設備又は構造を有する個室を有するものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業

ニ、店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真その他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付け

る営業

ホ、その他善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業（性風俗に関するものに限る。）として政令で定めるもの

3. 第2章 風俗営業の許可等（第3条～第11条関係）

(1) 許可の手續についての規定を整備することとした。

(2) 従来条例により規定されていた許可の基準についての規定を整備し、許可をしてはならない者に、暴力団員、覚せい剤中毒者等を加えることとした。

(3) 風俗営業の相続の承認の制度を設けることとした。

(4) 許可の取消し、許可証の返納等についての規定を整備することとした。

4. 第3章 風俗営業者の遵守事項等（第12条～第26条関係）

(1) 営業所の構造・設備の維持、営業時間の制限、照度の規制、騒音・振動の規制等、従来条例により定められていた風俗営業者が遵守すべき事項についての規定を整備することとした。

(2) 公安委員会は営業所に設置する遊技機について、著しく射幸心をそそるおそれがない旨の認定をすることができ、また、遊技機を製造し、又は輸入する者は遊技機の型式について、技術上の規格に適合しているか否かについての検定を受けることができることとした。

(3) 公安委員会は、指定試験機関に、認定又は型式の検定に係る試験事務を行わせることができることとした。

(4) 風俗営業者に係る禁止行為についての規定を整備することとした。

(5) 営業所の管理者についての規定を整備することとした。

(6) 指示及び行政処分についての規定を整備することとした。

5. 第4章 風俗関連営業等の規制（第27条～第35条関係）

(1) 第1節 風俗関連営業の規制

① 風俗関連営業者が禁止行為に違反しないようにするため、営業所ごとに特定の事項を公安委員会に届け出ることとした。

② 風俗関連営業については、学校、官公庁その他特定の施設の周辺及び条例で定める地域においては、営業を禁止することとした。

③ 公安委員会に届出をした風俗関連営業者については、届出後において禁止地域を定める条例が施行又は適用される場合には、その条例の規定を適用しないこととした。

④ 風俗関連営業の営業時間については、条例で、制限することができることとした。

⑤ 風俗関連営業者は、18歳未満の年少者を営業所に立ち入らせてはならないこととする等禁止行為についての規定を整備することとした。

⑥ 風俗関連営業者が遵守すべき事項についての規定を整備することとした。

⑦ 公安委員会は、風俗関連営業者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができることとした。

⑧ 風俗関連営業者がその営業に関し、公然わいせつ、わいせつ文書頒布等又はいん行勧誘の罪その他一定の犯罪を犯した場合には、8月以下の営業停止処分（禁止地域において営業を営んで

いる者にあつては、当該禁止地域における営業の廃止処分を含む。）を命ずることができることとした。

⑨ 風俗関連営業者が営業停止処分を受けた場合は、当該営業停止処分に係る営業所に一定の標章をはり付けることとした。

(2) 第2節 深夜における飲食店営業の規制等

① 深夜において飲食店営業を営む者は営業所の構造・設備を一定の技術上の基準に適合するように維持すべきこととする等、従来条例により定められていた深夜飲食店営業者の遵守事項、禁止行為等についての規定を整備することとした。

② バー、酒場その他客に酒類を提供して営む飲食店営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。）を深夜において営もうとする者は、営業所ごとに、特定の事項を公安委員会に届け出ることとした。

③ 都道府県は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、地域を定めて、深夜において酒類提供飲食店営業を営むことを禁止することができることとした。

④ 公安委員会に届出をした酒類提供飲食店営業者については、届出後において禁止地域を定める条例が施行又は適用される場合には、その条例の規定を適用しないこととした。

⑤ 飲食店営業者に係る指示及び行政処分についての規定を整備することとし

## 所謂、提出代行問題について

業務研修部長 佐藤 兆 昭

- た。
6. 第5章 監督（第36条及び第37条関係）
- (1) 風俗営業者、風俗関連営業者及び深夜飲食店営業者は営業所ごとに、従業員名簿を備えなければならないこととした。
  - (2) 公安委員会は、風俗営業者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができまた警察職員は、風俗営業者等の営業所（深夜飲食店営業者に係る営業所においては、深夜における当該営業所に限るものとし、個室その他これに類する施設を設ける営業所においては、客が在室する当該施設を除く。）に立ち入ることができることとした。
7. 第6章 雑則（第38条～第48条関係）
- (1) 風俗営業等に関し、少年を補導し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する等の活動を行う少年指導委員の制度を設けることとした。
  - (2) 公安委員会は、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的として設立された法人であって、風俗環境に関する苦情の処理、委託事務の処理等の事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、都道府県に一を限って、都道府県風俗環境浄化協会として指定することができることとした。
  - (3) 国家公安委員会は、都道府県風俗環境浄化協会の健全な発達を図るとともに、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的として設立された法人であって、都道府県風俗環境浄化協会の業務を行う者に対する研修等の事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、全国に一を限って、全国風俗環境浄化協会として指定することができることとした。

- (4) 聴聞に関する規定を整備することとした。
  - (5) 公安委員会は、風俗営業等についてこの法律に基づく行政処分をした場合において、関係所轄庁があるときは、その所轄庁に処分の内容及び理由を通知することとした。
  - (6) 手数料に関する規定を整備することとした。
  - (7) 風俗営業者の団体の届出についての規定を整備することとした。
  - (8) 権限の委任その他この法律の施行のために必要な事項についての規定を整備することとした。
8. 第7章 罰則（第49条～第51条関係）
- 罰則に関する規定を整備することとした。
9. 附則
- (1) 施行期日は、昭和60年2月13日までの間に政令で定める日から施行される。経過措置として、新たに風俗営業に該当することとなるスロットマシン、テレビゲーム機その他国家公安委員会規則で定める遊技設備を備えてこの法律施行の際に営業を営んでいる者は、改正法の施行日から3月を経過する日までの間は、引き続き営業を営むことができる。ただし、その者が3月を経過する日前に新法第5条第1項の改定による許可申請書を提出した場合にあっては、許可又は不許可の通知がある日までは引き続き当該営業を営むことができる等の定めがある。（附則第1条～第7条関係）
  - (2) この法律を施行するために必要な関係法律の改正を行うこととした。（附則第8条～第10条関係）

### はじめに

6月21日に京都で開催された日行連定時総会において、北海道会は労務の提出代行問題に限って質問するということで臨んだが、佐藤連合会長は答弁の中で「北海道会は6年ごしに同じ質問をしている。この提出代行問題は北海道のなかでも、特定地域の特定の人のみ限ってのトラブルであり、全国的には全く問題はない。」と日行連としてはあくまでも普遍的なものではなく、きわめて特殊な事例だという表現をしたことは、私としては心外だった。

本問題の解決のためには、まず、日行連執行部に十分な認識を深めさせることが急務であると考えた次第である。

### 佐藤日行連会長の答弁の要旨

佐藤連合会長は、前記答弁の中で「行政書士の資格において社労の業務ができるということが従来どおり認められた訳でございます。」としつつ、昭和55年の行政書士法の一部改正の際の経緯にふれ、「提出代行が行政書士法のなかに認められても、附則に挿入しなければできないということが後日、分かったのです。自治省の解釈にも誤りがあったわけでした。」とのべ、これを補うために、全社連と日行連の間で覚書を交したと説明した。また、佐藤連合会長は「このことについて、いろいろ問題があれば、一応、各々の部会長なり、担当者の方に連絡したり、労働省なり厚生省から下級庁へ連絡をしてもらって問題を解決いたします。」と「全国的には、ほとんど問題はありません。」と言い切っている。

### 社労士会の対応について

北海道社労士会会報（1984年第34号）によれば、3月26日に開催された第4回常任理事会の内容が「会議のまとめ」として掲載されているが、成田副会長が理事の質問に答えるという形で「日行連と全社連との話し合いで覚書を交わされていることについて、雇用保険課では法律は法律であるということで厳然たる態度で臨むが、ただ覚書があるので信義則の違反がでてくるであろうが、このような問題が上って来る場合は、法の基本方針どおり対処する。」という話があった。」とのべている。

### 問題の所在について

さきの日行連定時総会で糠谷日行連顧問弁護士が「社労士法第27条において、『第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務』として業務制限を規定しているのに対し、行政書士法附則では『社労士法第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事務』を業として行うことができるという、『から』と『及び』の字句の点で問題があり、これに対処するために覚書を作成した。と経過を説明して、「今後は、法改正にむけて会の力を盛り上げるべきだ。」と結んだ。

### 今後の対処について

我が北海道行政書士会としては、提出代行の伴わない労務関係の業務は業務としてなりたたないという重要性があるので、このことを十分認識した上で、次のように対処すべきものと思う。

- (1) 当面、行政庁の窓口でのトラブルをさけるため、両会長の覚書の趣旨を十分に徹底するよう配慮すること。
- (2) 日行連と全社連との間において、本問

題について両者間の調整をはかるため精力的に協議を重ねよう、日行連に働きかける。

- (3) 既得権あつての経過措置であり、その趣旨をふまれば、書類を作れて、提出出来ないなどという文字解釈などは問題にすべきでないが、現に問題が発生している事実をふまえ、今後の行政書士法改正の際には、紛争の根を将来に残さないよう、この問題については、きちんと条文上の整備をすることを日行連所管部

長に申し入れする。

- (4) 社労士法は制定以来、いまだ日も浅く、社労士会自体が既得権者との調整という点についての認識に乏しいために、強硬論がでてくるものとも思料される。

これに対して、我が会としては理論的に対処できるように他士業者が今日の定着をみるに至るまでに、既得権者としての数次にわたる経過措置、救済措置を経たことの事例を十分に調べて、豊富な資料に基づいた理論構成をすべきものと思う。

### …会社設立関係書類セットの紹介…

業務研修部

#### ○ 注文の方法

1. はがきで、「事務所所在地」「北海道行政書士会々員行政書士何某」と書いて、法令書式センターに直接注文してください。

なお、会員価額は2割引になっていますが、行政書士の資格名を記入しないと、この特典は受けられません。

2. 送料は会社負担です。前記注文により振替用紙を同封して、納品書と注文品が送達されますから、すぐ代金を送金してください。

3. 本会は介在しませんが、2割引きと送料無料の約束をしていますから請求代金に誤りがあれば、ご連絡ください。

#### ○ 注文先

東京都練馬区石神井台5丁目28番22号

法令書式センター

郵便番号 177

電話番号 { 03 - 928 - 8330  
03 - 920 - 7372

担当社員 小松春夫

号数	品 目	定 価	会員価額
S 1	株式会社設立申請書類セット (1セット入)	3,000	2,400
S 2	有限会社設立申請書類セット (1セット入)	2,700	2,160
S 3	株式会社増資申請書類セット (1セット入)	2,100	1,680
S 4	有限会社増資申請書類セット (2セット入)	1,700	1,360
S 5	株式会社役員変更申請書類セット (2セット入)	2,100	1,680
S 6	有限会社役員変更申請書類セット (3セット入)	1,700	1,360
S 7	株式会社本店移転申請書類セット (2セット入)	1,500	1,200
S 8	有限会社本店移転申請書類セット (2セット入)	1,500	1,200
S 9	株式会社解散申請書類セット (2セット入)	1,200	960
S 10	有限会社解散申請書類セット (2セット入)	1,200	960
S 11	組織変更申請書類セット (1セット入)	5,000	4,000
S 12	会社合併申請書類セット (1セット入)	9,000	7,200
S 13	株式会社商号変更・目的変更申請書類セット (2セット入)	2,000	1,600
S 14	有限会社商号変更・目的変更申請書類セット (2セット入)	1,500	1,200
S 15	株式会社支店移転・設置・廃止申請書類セット (2セット入)	1,500	1,200
S 16	有限会社支店移転・設置・廃止申請書類セット (2セット入)	1,500	1,200

## 昭和59年度対話集会日胆地区で開催される

総務部

- ・と き 昭和59年7月7日(土) 13:00~17:00
- ・と ころ 苫小牧市内 苫小牧市民会館
- ・主 催 北海道行政書士会
- ・出席者 室蘭支部会員 12名、苫小牧支部会員 19名、日高支部会員 7名  
合 計 38名、三支部会員総数 131名、出席率 29%
- ・本会側出席者 葛西会長、黒島副会長、日向寺副会長、豊田副会長、渡辺総務部長  
野田事務局長

#### 会長あいさつ要旨

本会の総会は代議員制をとっており限られた方しか出席できないので、広く会員の意見を聞き会務に反映できるものは反映させるようにしたいと考えて、本日の対話集会を企画したので、本日は十分に意見なり要望を述べていただきたい。

#### 開催地支部長あいさつ

当支部が室蘭支部から独立して初めて、室蘭、苫小牧、日高の3支部の合同による対話集会が開催され、東はえりも町、西は豊浦町と遠方からの参集を得ましたことに対し感謝する。

また、当年87才の鈴木啓生先生には高令にもかかわらずご参加下さいましてこの集会に華を添えていただきました。

本日は平素不満に思っていること、考えていることや、建設的な意見を十分述べていただきこの集会を有意義なものにしてほしい。

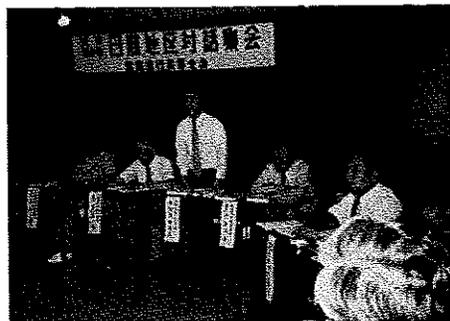
#### — 主 な 話 題 —

- ・車庫証明問題打開のため「千万といえどもわれ往かん」の孟子の訓を体して進んでほしい。(苫小牧)
- ・団体の役員が行政書士の登録をすることは、特定業務を独占するおそれと雇用書士の疑いが発生する。(室蘭)
- ・行政書士法第1条の「報酬を得て」を削除するよう努力してほしい。(苫小牧)
- ・会報「行政はっかいどう」の記事に誤植が多いので注意してほしい。(苫小牧)
- ・会費を上げるよりも薄利多売で特別会計の企業努力をし、特別会計で利益を上げるようにしてはどうか。(苫小牧)
- ・車庫証明業務は、センター方式ではなく会員個人ができるようにしてはどうか。(室蘭・日高)
- ・社労士会では、会員個人のネームプレートを無償配布しているが、わが会でもネームプレートを作成し配付してはどうか。(室蘭)

- ・車庫証明業務も大事だが、自動車登録業務を併せて実施してはどうか。(室蘭)
- ・建設業関係業務について、各支庁において添付書類に差異があるので統一した取扱いをしていた  
 べくようにしてほしい。(日高・苫小牧)
- ・食品衛生のように貸金業登録業務を協会に独占されないように手を打ってほしい。又、今回改正  
 される風営法においても同じである。(苫小牧)
- ・若い書士の育成にもっと力を入れ魅力ある行政書士像を築くための研究をし前向きな対策を考え  
 てほしい。(苫小牧)
- ・若い世代の育成を考えなければ行政書士は消滅する、札幌支部などは会員も多い、青年部を作っ  
 て若い書士の声を反映させるようにしてはどうか。(苫小牧)
- ・魅力ある行政書士にするには、多くの業務の中から目玉をしぼり出し、その実績を積み重ねて自  
 分のものにする企業努力(自由業務を行政書士業務として制度化する)が必要ではないか。(苫  
 小牧・室蘭)



開会のあいさつを述べる葛西会長



答弁する日向寺副会長



意見を述べる会員



意見を述べる会員

# ひろば

## 空知支部 創立25周年記念式典を盛大に挙

去る6月10日空知支部(支部長 新川 司)では、岩見沢市内ホテルサンプラザにおいて、昭和59年度定時総会を兼ね支部創立25周年記念式典が行われ、席上創立以来支部の運営に貢献された方々及びご遺族に対し表彰状並びに感謝状が贈呈された。

### 《表彰状受賞者》

矢野 スエ 殿 後藤 素子 殿 高林 保 殿 岩崎 雄作 殿

### 《感謝状受賞者》

後藤 勲 殿 但野 万吉 殿 南 忠一 殿 笹田 馨 殿  
 豊島 昭二郎 殿 土田 清五郎 殿 福士 勇治郎 殿 尾関 時男 殿  
 渡辺 正利 殿 新川 司 殿 大谷 広 殿  
 故 今村 竜太郎 殿 故 竹内 茂一 殿 故 猪本 久治 殿 故 中野 敦雄 殿  
 故 樋口 優 殿 故 石田 富信 殿

空知支部は、石狩平野の中央部、道内随一の穀倉地帯、これに加えて北海道の重要産業のひとつである夕張、空知炭田、明治の初期以来今日に至るまで全国に知られた地区でもある。

昭和37年以降、石炭産業の急激な斜陽化に伴い除々にその名はうすらぎ行く中であって、基幹産業である農業は石狩川を中心に穀倉地帯といわれる豊かな地域をかかえており、昭和46年からの食糧会計の赤字に悩む政府が余じょう米対策として打ち出した生産調整、買入れ制限にも影響されることのない確固たる産業基盤を形づくっている、と新川支部長は説明する。

昭和26年、行政書士法が制定公布され、この法律によって従来の代書人は行政書士と改称され、法律的にも社会的にもその地位が認められることになった。当時は、札幌市を中心として札幌行政書士会が設立、会員数わずか40名前後、その後幾度かの法改正があり、昭和35年5月の改正によりこれまでの任意制であった行政書士会は強制設立の会となり、又、業務を行う行政書士にとっては強制加入の会となって北海道行政書士会が設立され、全道的組織として発足し今日に至ったものである。

昭和35年9月、北海道行政書士会創立総会が開催され、続いて初代 渡辺慶吉会長等が中心となり、支庁単位に支部設立の呼びかけにより、全道13支部のうち9支部(石狩、渡島「松山支庁を含む」、

後志、空知、上川、留萌、宗谷、胆振、日高)が設立され、その他の支部は若干遅れて発足した。

設立当時、全道の会員数は231名、うち空知支部会員は38名で組織的、財政的にも恵まれず支部の基礎づくりには相当至難なものであったことが想定され、以来25年空知支部は道内32市156町24村のうち10市16町1村の行政区域内に112名の会員を擁し道内第6位の支部に発展成長した陰には、当時その任に当られた方々の往時のご苦労とご活躍がしのばれ、更にはこの度受賞された皆様に対し深く敬意と謝意を表したい。

空知支部の会員の皆様にはご健康に留意されて益々の業務の発展を期せられるとともに、支部長を中心にいっそう一致団結し時代に相応した模範的な支部として益々発展を遂げられることを祈念するものである。

企画部会報編集担当 酒井清蔵



記念式典風景



式辞を述べる新川空知支部長



来賓祝辞



受賞者代表 後藤 勲会員の答辞

## 〜網走支部総会雑感〜

網走支部の定時総会は6月10日午前11時から北見市のロイヤルホテルで開かれた。私は初めて代議員に選ばれたが、他用で50分ほど遅れて出席した。

会議は常呂町の吉田晴義氏を議長としてスムーズに進行していた。この会議に本会から黒島筆頭副会長の出席があったのも異例のことであろう。

質疑などを通じて、会員の実態、支部のあり方など多くの問題が浮きぼりにされながらも、論議は不透明・不徹底のまま今後を持ち越された感じであるが、それは一支部の問題に限らず、全道の会員と執行部の姿勢にも通じることなので、以下、若干の感想を述べてみたい。

◇

「支部総会は代議員制とする」「代議員は地区ごとに決める」「代議員の定数は会員5名に1名の割合」「代議員の選出は地区の自主性」と支部規則8条に明記されており、支部代議員制は年を経るすでに定着しているかに見えるが、これは日本全国でも唯一の特異な運営体制であり、批判もあるので廃止したい、と本年度事業計画の中で提案されていたが、1年間、じっくり検討することに落ちついた。

代議員制の根本趣旨は網走支部の広域性にあるとされているが、実質は会員の関心が薄く、出席者が少ないということであろう。地域が東西に長いという特殊性はあるが、代議員制をとらなければならないほどのものであるのか、出席責任を課するにも似た代議員制には賛否両論があるのは当然である。会員個々のアンケートをとるなど、具体的な集約作業の実施を望んでおきたい。

この問題の底には、地域の広さよりも、

会員の業務量に実態原因があると考えられる。

当支部は会員131名で、比較的大きな支部といえよう。しかし、「行政書士」という資格は平等であっても、専業あり、兼業あり、また虚位?を擁するにすぎない会員も少なくはないのではなかろうか。毎年1月に本会に報告される会員の収入実情はどうなっているか、それは単に本会で総額を把握するに止まることなく、支部ごとに掘り下げてみる必要があると思う。

それと、もうひとつは総会の無味乾燥性である。網走支部の予決算は220万円前後、事業として特にいうほどのものはない。執行部の努力は評価できるが、質疑にも出たように、例えば予決算の形態と使い方(追加更正は総会の専決事項、科目流用の限界、事業さえよくやればそんなことはどうでもいいという意見など)「地区活動」の実態、監査は規則どおり「会務執行の状況」などを加えた広い範囲のものであるべき、等々、運営はまだ満足なものとはいえないように思われるが、こうした支部運営の入り口に低迷した論議に終始するような総会は、毎度のことながら出席者はみなウンザリしているのではないか。

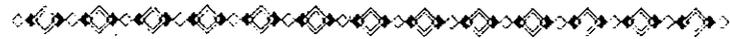
地域が広範であるからこそ、年一回の集まりは貴重な機会となる。総会そのものは簡素に要領よく短時間で結構だが、会員の研究発表とか、テーマをもった意見交換、あるいは先達の講演を聞くなど、総会以外のものを併せて行えば、出席不良を嘆くことはなくなると思われるが、どうであろう。

昨年10月、温根湯で開いた中村弁護士による「相続・倒産整理」の研修会は好評で今年も網走で同弁護士を囲む機会があると

いう。私も昨年の出席で同じ感想をもったが、参加者がよりよく身につけるためにはレジュメの用意をお願いできたら、と思っ

ている。

網走支部 真貝 四郎  
(本会会報編集協力員)



### 行政書士業務功績者に

### 日本行政書士会

### 連合会会長表彰

—総務部—

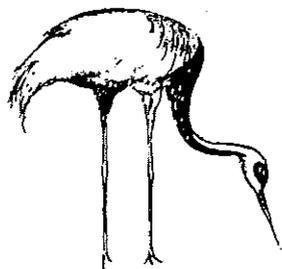
去る6月21日、京都市で行われた日本行政書士会連合会の昭和59年度定時総会の席上、行政書士業務に功績のあった方々に対し表彰式が行われ、本会から次の会員が受賞されました。

1. 日本行政書士会連合会役員としての功績会員  
十勝支部 豊田 春男殿
2. 単位会の役員として6年以上の会員  
札幌支部 佐々木四郎殿  
" 佐々木兄一殿

- |       |        |
|-------|--------|
| 函館支部  | 原 隆俊殿  |
| 小樽支部  | 中野 幸一殿 |
| 空知支部  | 南 忠一殿  |
| 宗谷支部  | 川村 大陸殿 |
| 苫小牧支部 | 酒井 清蔵殿 |

### 3. 行政書士として20年以上の会員歴を有し模範となる会員

- |      |        |
|------|--------|
| 札幌支部 | 鈴木登美蔵殿 |
| 函館支部 | 武田トヨ子殿 |
| 小樽支部 | 清水光五郎殿 |
| 空知支部 | 岩崎 雄作殿 |
| "    | 笹田 馨殿  |
| 旭川支部 | 谷本 時次殿 |
| 日高支部 | 工藤 健一殿 |
| 十勝支部 | 高橋 直義殿 |
- (以上16名)



### — 兼業退会者の監察 —

### 監察部

書類作成を職業とする者にとっては、行政書士を兼業しなければ、極めて不便な問題が統発するように思うのですが、最近、

他士業兼業者の廃業が目につくようになってきました。しかも、廃業後も看板等の行政書士の表示をそのままにしていたり、平気で行政書士名を併記した名刺を使っている場合もあるので、各支部の協力を求めて兼業退会者に対しては特に法違反のないよう注意を注ぐことになったものです。

北行第131号  
昭和59年6月26日

### 各支部長殿

北海道行政書士会  
会長 葛西 義雄

### 兼業退会者について

司法書士、税理士、社会保険労務士又は土地家屋調査士等と行政書士を兼業する会員のうち、行政書士のみを廃業する事例が多くなってきています。

行政書士業務は広般にわたりますので、行政書士を廃業したとしても、他士業を継続していれば、必ず、行政書士業務が発生すると考えられ、行政書士法第19条第1項違反のおそれが十分予測されるわけですが、制度上は廃業届を提出すれば自動的に退会となるので、法違反が発生するおそれがあるとしても、これに制約を加えることができない実情です。

については、行政書士を廃業して他士業を継続する者については(廃業届参照)監察の対象として平素の取り扱い業務に注意をし、違反事実があれば本会へ報告してください。

なお、本会を退会した者は例外なく登録抹消になり行政書士ではなくなりますので、退会後において、「行政書士」の名称を、表札、看板、名刺、封筒等に用いると行政書士法第19条第2項違反として罰金刑の対象になります。また、看板等に行政書士の業務名(建設業許可、指名願、官公署提出書類等)が残されている場合には速やかに抹消させるようお願い致します。

\*\*\*\*\*  
 \* 会員のうごき \*  
 \*\*\*\*\*

— 支 部 の う ご き —

支 部 研 修 会 開 催 状 況

注 ( ) は通知人員

～ 入 会 ～

～ 退 会 ～

支部名	会員 番号	氏 名	入 会 年月日	登録資格
札幌 (中央区)	3,098	大橋 利之	59.5.9	法2条1号
( " )	3,115	佐藤 司	59.7.11	法2条1号
(北 区)	3,103	打田 三美	59.6.6	法2条6号
( " )	3,105	大岡 清一	59.6.6	法2条6号
(白石区)	3,100	遠藤 春雄	59.6.6	法2条6号
( " )	3,108	石澤 泰子	59.6.6	法2条5号
(豊平区)	3,101	東 次郎	59.6.6	法2条6号
( " )	3,111	溝江 諭	59.7.11	法2条1号
(南 区)	3,094	橋本 賢二	59.5.9	法2条6号
(西 区)	3,104	本間 哲	59.6.6	法2条6号
( " )	3,116	宇野雄一郎	59.7.11	法2条1号
函 館	3,092	佐藤 聡	59.5.9	法2条1号
"	3,114	多胡 雄作	59.7.11	法2条5号
小 樽	3,107	木野下智哉	59.6.6	法2条5号
"	3,113	石山 幸男	59.7.11	法2条6号
空 知	3,106	児玉 孝平	59.6.6	法2条6号
旭 川	3,109	浅水 重喜	59.6.6	法2条1号
"	3,112	伊藤 邦則	59.7.11	法2条6号
宗 谷	3,095	津田 博	59.5.9	法2条6号
網 走	3,091	水上 毅	59.5.9	法2条1号
"	3,102	小泉 重雄	59.6.6	法2条6号
室 蘭	3,093	今野 富夫	59.5.9	法2条1号
"	3,097	河野 秋昭	59.5.9	法2条1号
"	3,099	川村 由廣	59.5.9	法2条1号
苫小牧	3,096	佐藤 寅夫	59.5.9	法2条6号
十 勝	3,110	光川 實	59.6.6	法2条6号

支部名	会 員 番号	氏 名	退 会 年月日	事由
札幌 (豊平区)	1,848	森 清一	59.6.11	廃業
( " )	1,902	菅田 光重	59.6.16	"
( " )	2,332	佐藤 正雄	59.7.13	"
( " )	2,423	亀谷 廣	59.6.12	"
(南 区)	2,433	篠原 清	59.6.27	"
(西 区)	2,743	野田 淳	59.6.30	"
( " )	2,807	田口 繁之	59.6.6	"
( " )	2,869	石井 洋吉	59.7.12	"
(その他)	526	松田 友弥	59.6.30	"
( " )	2,589	豊島 慧治	59.7.10	"
函 館	2,931	小野澤 治	59.6.23	"
"	2,988	越膳 壽郎	59.5.15	"
"	3,033	田中 弘江	59.6.14	"
小 樽	323	工藤 賢司	59.7.5	死亡
"	2,509	吉野 信雄	59.7.12	廃業
空 知	2,937	角田 明	59.7.9	"
"	2,983	小林三喜男	59.7.9	"
旭 川	2,476	大槻 剛男	59.4.28	"
網 走	1,472	伊藤 次郎	59.6.6	死亡
"	2,903	林 登美雄	59.6.12	廃業
室 蘭	3,049	松浦 重行	59.7.10	"
十 勝	2,933	堀田 重男	59.5.10	"
根 室	1,215	永原 寿夫	59.6.30	"

支 部	月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受講者数
函 館	6/14	松風町 入川	くらしの法律手続相談	函館市役所 市民課長 富樫 勝彦 外3名	(17) 14
"	6/16	ホテルリッチ	自己破産について	本 会 理 事 石村 賢太	(146) 31
札幌	7/12	教育文化会館	サラ金問題並びに 保証人の責任について	弁 護 士 諏訪 裕滋	(547) 72

昭和59年度支部定時総会開催状況 注 ( ) 内は委任状提出者数

支部名	開催年月日	開 催 場 所	役員改選による支部長の異動	出席者数
室 蘭	59.4.21	大将 会議室	三戸部正朝(再)室蘭市	(18) 40
札幌	59.5.12	自 治 会 館	役員改選なし	(181) 241
函 館	59.5.12	五 島 軒	一部役員補充選任	( 0 ) 39
小 樽	59.5.19	北海 ホテル	"	( 35 ) 56
苫小牧	59.5.21	苫小牧市民会館	役員改選なし	( 14 ) 34
十 勝	59.5.22	帯広グランドホテル	堀口登志雄(再)帯広市	( 63 ) 97
日 高	59.5.24	静内町公民館	進藤良次(新)静内町	( 7 ) 16
網 走	59.6.10	ロイヤルホテル	役員改選なし	( 3 ) 代議員29
空 知	59.6.10	ホテルサンプラザ	一部役員補充選任	( 45 ) 89
旭 川	59.6.18	神楽福祉センター	西川正信(再)旭川市	( 51 ) 93
根 室	59.6.24	中標津町もうもう亭	役員改選なし	( 0 ) 10
釧 路	59.6.30	栄町会館	辰尾征良(再)釧路市	( 35 ) 50
宗 谷	59.7.13	稚内グランドホテル	川村大陸(再)稚内市	( 6 ) 12
留 萌	(未開催)			

# 事務局だより

月日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
5/7	正副会長、常任理事打合せ会議	13:00~19:00	本会会議室
5/9	昭和58年度決算監査	10:00~16:00	本会会議室
5/9	登録資格審査委員会	16:00~17:00	本会会議室
5/13	第3回常任理事会	9:00~12:00	自治会館
5/13	理事、支部長合同会議	13:00~15:15	自治会館
5/17	第1回車庫証明対策特別委員会	13:00~16:00	本会会議室
5/26	第4回常任理事会	13:00~20:40	本会会議室
5/27	第25回定時総会	10:00~16:05	自治会館
6/6	第2回総務部会	13:00~16:00	本会会議室
6/6	第1回経理部会	13:00~16:00	本会会議室
6/6	登録資格審査委員会	16:00~17:10	本会会議室
6/8	車庫証明対策自販連道支部長折衝	13:30~15:00	札幌日産モーター(株)本社
6/14	第1回企画部会	13:00~16:00	北海道婦人文化会館
6/14	第1回業務研修部会	13:00~15:30	北海道婦人文化会館
6/14	第1回監察部会	13:00~15:40	北海道婦人文化会館
6/21 22	日本行政書士会連合会 昭和59年度定時総会	10:00~17:00 9:30~11:00	京都市 新都ホテル

# ミニカレンダー名刺のあっせん

企 画 部

ご好評をいただいております業務の宣伝用ミニカレンダーを今年もあっせんすることになりましたので、ご希望の方は、次の要領によりお申し込み下さい。

・申込要領 はがきに申込枚数(100枚単位)と表面に印刷する「事務所所在地、行政書士氏名、電話番号」等を明確に記入して、本会事務局宛にお申し込み下さい。

・申込期限 昭和59年10月末日(納品予定11月20日)  
・あっせん価格 100枚につき1,100円  
送料240円、200枚の場合350円。

みんなで  
行政書士の業務を  
宣伝しよう!

〔表〕

〔裏〕



## '84 CALENDAR

<b>1</b> 日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	<b>2</b> 日月火水木金土 〇 〇 〇 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 〇 〇	<b>3</b> 日月火水木金土 〇 〇 〇 〇 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
<b>4</b> 日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	<b>5</b> 日月火水木金土 〇 〇 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	<b>6</b> 日月火水木金土 〇 〇 〇 〇 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
<b>7</b> 日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	<b>8</b> 日月火水木金土 〇 〇 〇 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	<b>9</b> 日月火水木金土 〇 〇 〇 〇 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
<b>10</b> 日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	<b>11</b> 日月火水木金土 〇 〇 〇 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	<b>12</b> 日月火水木金土 〇 〇 〇 〇 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29

札幌市西区手稲4条1丁目2番20号  
行政書士 北 海 太 郎  
〒061-24 宮 682-4568

このようなときは  
ご相談ください!

- \* 会社、協同組合などを作りたい。
- \* 幼稚園、宗教法人などを作りたとき。
- \* 各種営業の許可をとりたい。
- \* 土地、建物の売買と贈与するとき。
- \* 親の土地、建物を相続したい。
- \* 告訴、告発、示談書、陳情書を作りたい。
- \* 貸金、家賃などを催促したい。
- \* 貸家、貸地を明渡してほしい。
- \* 農地を売りたい、家を建てたい。
- \* 建設業許可や砂利採取の許可申請。
- \* 官公庁の工事などを請負たい。
- \* 宅地造成や建築確認をとりたい。
- \* 酒、タバコの免許がほしい。
- \* 国有地の払い下げ、貸付を受けたい。
- \* ハイヤー、貨物運送の免許申請。
- \* 個人タクシーの免許がほしい。
- \* 交通事故損害額の計算、保険金請求。
- \* 車庫証明の交付申請手続き。
- \* 会計帳簿を記帳してほしい。
- \* 決算書を作りたい。
- \* 住宅資金の借入と一切の手続き。
- \* 銀行借入れの書類を作りたい。
- \* 不動産取得税、事業所税などの申告。

(これは昨年の見本です。カレンダーは1985年1月~12月のものにより作成します。)

# お知らせ

## 北海道運輸局の発足

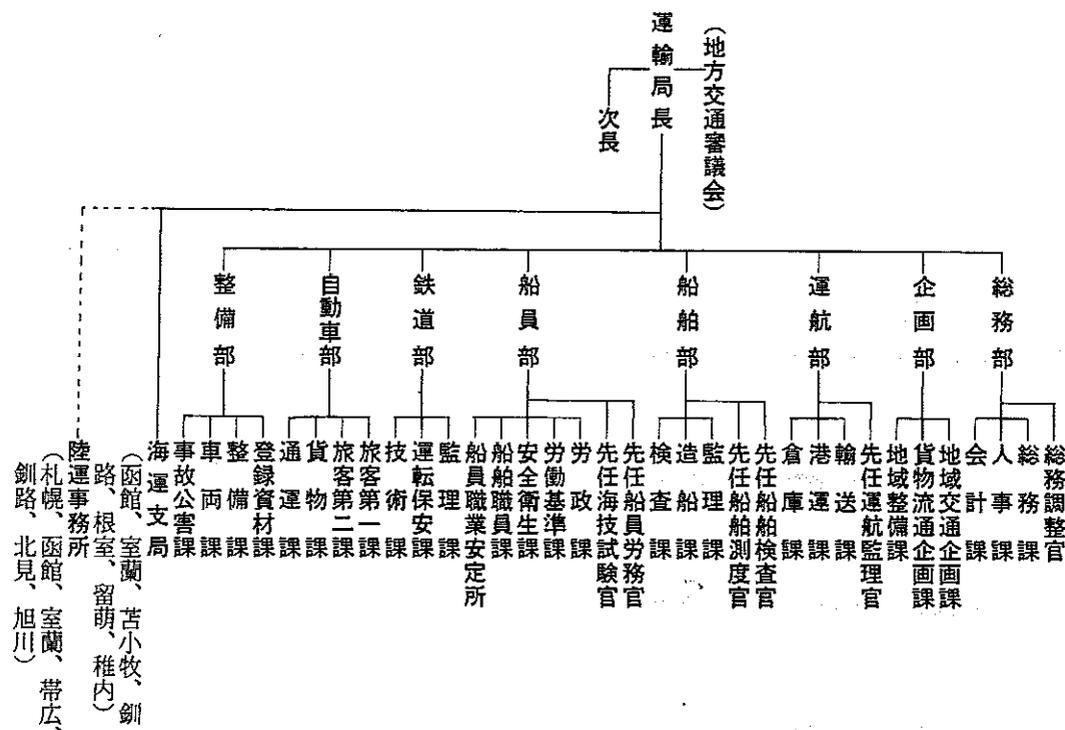
本年7月1日、運輸省の組織再編に呼応し、北海海運局と札幌陸運局が整理統合され、北海道運輸局が設置されました。

北海道運輸局には、地方における運輸行政の充実を図るため、企画部が新設されます。企画部は地域的な交通体系の確立をめ

ざすとともに地域の実情を踏まえたきめこまかな施策を行っていくために新たに設けられたもので、地域の運輸関係機関（北海道開発局、東京航空局、第一管区海上保安本部、札幌管区气象台等）と連携し、業務を進めます。

また、運輸局長の諮問機関として、従来の地方陸上交通審議会を改組し、「地方交通審議会」が置かれます。なお、海運局の支局は新たに海運支局と名称を変更しました。（例……北海道運輸局函館海運支局）

## 北海道運輸局の組織



## 新版しおり「行政書士業務案内」のあっせん

企画部

行政書士の営業案内に便利と好評の「行政書士業務案内」が、装いを新たに刷り上げました。（見本同封）開業時のあいさつ

回りに、また得意先の拡張にと、その用途は広く、会員皆様のご利用をお待ちしております。

お申込みは、直接本会事務局へお願い致します。

代金は100部2,200円、送料は宅急便で460円ぐらいです。

## ——留意事項——

この度作成したしおりの中に「借金の返済に迫られ困っている」を加えましたが、これについては次の事項に御留意されて誤りのないようにして下さい。

○ 悪質取立て（電話を反復継続してかけたり、督促電報による請求、早朝深夜に訪問して支払請求したり、借り替へを強要するなどして、人を威迫し困惑させるような取立て）の場合は告訴、告発で対抗。この場合の告訴状、告発状（検察庁に提出するものを除く。）の作成は、行政書士の業務である。

○ 一般に借金の整理の方法としては、次のようなことが考えられる。

- ① 任意（私的）整理（債権者との合意による借金整理）
  - イ、借金をまけてもらって一括返済
  - ロ、利息の通減による分割返済
  - ハ、担保提供（人的・物的）による契約更新等
- ② 調停による整理
- ③ 訴訟による整理
- ④ 自己破産による整理

上記②③④については、弁護士、司法書士の業務であるが、①については、債務者から債権者に対し、事情を述べて、イ、ロ、ハ等の解決策を求めるもので、その方法として、内容証明で債権者へお願いをし、債権者との合意に基づき契約書の作成などがあるので、これらについては行政書士の業務である。ただし、これらの法律行為の代理（受任）は弁護士業務であるから注意を要する。

なお、④の場合には、行政書士としては、資産目録及び債権者一覧表の作成などがある。

# 年計報告を早く お出し下さい!!

年計報告の全員提出を期していますので、未提出の方は至急ご提出ください。

なお、取り扱い業務の全くなかった場合には、その旨をハガキでお知らせくだされば年計報告の提出にかえます。

### 昭和58年にかかる年計報告提出状況

59.8.23 現在

区 分	提出義務者数	提出者数	未提出者数	提出率	提出率の順位
	人	人	人	％	
札幌	471	258	213	54.7	12
函館	125	92	33	73.6	7
小樽	61	60	1	98.4	1
空知	95	68	27	71.6	8
旭川	120	80	40	66.7	10
留萌	16	13	3	81.3	5
宗谷	11	6	5	54.5	13
網走	115	75	40	65.2	11
室蘭	51	43	8	84.3	4
苫小牧	46	31	15	67.4	9
日高	13	11	2	84.6	3
十勝	116	92	24	79.3	6
釧路	57	50	7	87.7	2
根室	18	9	9	50.0	14
計	1,315	888	427	67.5	

注 この後の状況は、いずれ会報に掲載させていただきます。

## 便利です！

### 「市町村役場便覧」

—全国の市役所、役場所在地・電話番号—

全国の市役所、町村役場の所在地、電話番号を収録した便覧A 5 版約 600 頁、定価 2,950 円送料 300 円が下記書店で発売しています。業務上必要な方は、直接販売店へお申込みください。

○発行所 東京都豊島区南長崎3丁目16-6

日本加除出版株式会社

○販売店 大蔵省印刷局

札幌政府刊行物サービス・

センター

060 札幌市中央区北3条西4丁目1の5  
札幌第1合同庁舎構内 011(231)7211

### —訂 正—

会報5月号でご案内しました宅急便料金改訂表中に誤りがありましたので、ご訂正下さい。

表中1kmを1kgに、20kmを20kgに訂正して下さい。

### 〈お詫び〉

本号の発行が大変遅れましたことを深くお詫び申し上げます。実は、本号を総会特集号にしたいと努力してまいりましたが、意外に手間どり遅くなってしまいました。総会関係のものは、次号に掲載することにしたので何とぞご了承願います。

'84.8 第143号 昭和59年8月25日発行

発行人 葛西義雄  
 編集人 橋本雄一  
 発行所 北海道行政書士会  
 印刷所 谷川印刷株式会社  
 旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)  
 タキモトビル 3F  
 電話(011) 221-1221  
 221-1222